

行政常任委員会報告

平成 28 年 2 月 22 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 教育委員会

- (1) インフルエンザによる臨時休業について
- (2) 平成 28 年度「石炭博物館」の営業について

2 まちづくり企画室

- (1) 紅葉山武道館の活用について
- (2) 鹿の谷公衆トイレネーミングライツの公募について

3 総務課

- (1) 夕張市職員給与条例並びに夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

4 財務課

- (1) 財政再生計画 3 月変更について
- (2) 3 月補正予算について

◎出席委員（8 名）

大	山	修	二	君
高	間	澄	子	君
本	田	靖	人	君
小	林	尚	文	君
今	川	和	哉	君
熊	谷	桂	子	君
君	島	孝	夫	君
千	葉		勝	君

◎欠席委員（0 名）

【委員長挨拶】

(大山委員長)

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は 8 名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、理事のほか、関係の室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。教育委員会、まちづくり企画室、総務課、財務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【教育委員会】

1. インフルエンザによる臨時休業について
2. 平成 28 年度「石炭博物館」の営業について

(大山委員長)

それでは、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項の 2 点につきまして、教育課長よりご報告申し上げます。

(教育課長)

それでは、私のほうから 2 点報告をさせていただきます。

まず 1 点目、インフルエンザによる臨時休業について。1 ページ、資料 1 をごらんください。

2 月 3 日、夕張中学校において、1 年 1 組 20 名のうち 8 名が風邪の症状で欠席し、うち 3 名がインフルエンザと診断をされました。そのほかにも風邪の症状がある生徒があることから、学校医とも協議し、夕張市立学校管理規則第 36 条の規定に基づき、2 月 3 日水曜日から 2 月 7 日の日曜日までの 5 日間、学級閉鎖等をいたしました。

その後、2 月 9 日火曜日には、ゆうばり小学校において 3 年生 38 名のうち 8 名が風邪の症状で欠席し、うち 5 名がインフルエンザと診断されたことから、中学校と同様に 2 月 9 日の火曜日から 2 月 14 日の日曜日までの 6 日間、学級閉鎖の措置を講じたところであります。

また、2 月 16 日火曜日には、ユーパロ幼稚園において、全園児の半数に当たる 11 名が欠席し、うち 8 名がインフルエンザと診断をされたことから、2 月 16 日の火曜日から 21 日の日曜日までの 6 日間、臨時休業の措置を講じたところであります。

インフルエンザの流行前、幼稚園及び小中学校に対し、うがい・手洗いの励行などに努めることに加え、改めて不用な外出を控えるなど、予防の徹底

について指導を行っているところであります。

なお、現在、幼稚園、小中学校につきましては、小康状態となっております。

1 点目は、以上であります。

次、2 点目であります。

平成 28 年度石炭博物館の営業について。2 ページ、資料 2 をごらんください。

平成 27 年 11 月 30 日をもって指定管理の取り消しを行った石炭博物館については、その翌日の 12 月 1 日から夕張市教育委員会において管理を行っているところでありますが、冬期間ということもあり、現在は休館としているところであります。

平成 28 年度の営業でございますけれども、1 の開館期間につきましては平成 28 年 4 月 10 日から平成 29 年 3 月 31 日までとし、2 番の受け入れにつきましては、基本的に 20 名以上の団体で、事前予約の申し込みがあったものとしております。しかし、前指定管理者であります、夕張リゾート株式会社からの入場者状況報告を参考等として、今後、個人での入館が特に多くなるゴールデンウィーク、それから学校の各休業中、これについては本州の各休業中をも目安としています。それから、シルバーウィーク、この期間を毎日開館し、個人の方にも利用していただけるように設定をしております。

次に 3 番目、開館時間でございますけれども、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで、条例と同様の形で行いたいと考えております。

次に 4 番目ですが、団体の予約受け付けにつきましては、市教委への電話による受け付け、もしくは予約用メールでの受け付けということを考えております。

次に 5 番目ですが、見学料金につきましては 3 ページ、次のページをご覧くださいと思いますが、平成 28 年度につきましては、石炭博物館の模擬坑道が改修中ということになるため見学できない。それから、利用者を増加させたい。それから、特に市民の利用者も特に市民の利用促進を目的として安価な設定等をいたしたところであります。また、利用者サービスの一環として前指定管理者でも実施しておりましたが、希望する団体への案内ガイドを継続して実施することとしております。

なお、市内の学校の授業で観覧する児童生徒の使用料及びガイド料は無料といたします。

次に、6 番目の案内料金ですけれども、ガイド 1 名につき 6,000 円としております。ガイドは、市内の民間団体に委託することを現在検討しているところでありますが、あわせて石炭博物館の管理についても外部委託することを

想定しておりまして、7番、8番、案内・受付・解施錠・清掃等に係る業務委託料として1団体につき8,000円、これはガイド1名分です。それからガイド1名追加につきまして6,000円。それから、個人が利用できる期間の管理費としましては、最低2名以上配置することを条件として、1日当たり1万3,760円の委託料と考えております。

石炭博物館に係る説明は以上でありますけれども、本来、予算を伴うというようなことでもありまして、予算議会での議論の内容は含んでおりますが、市直営で4月からの営業となることから、できるだけ早い段階での周知・予約受付必要と判断しまして、本日の説明とさせていただきますので、ご了承願います。

なお、これらにかかわりまして、夕張市郷土文化施設設置条例の改正が必要になることから、第1回定例会市議会に条例の一部改正について提案予定でありますので、それもあわせてお含み置き願いたいと思います。

私の方からは、以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(厚谷議長)

今、ご説明をいただきました石炭博物館の関係で、1点確認をさせていただきたいと思うんですが、個人の受け入れの日程の設定の関係でございすけれども、一応、いろんな選択肢の中で、例えば土日・祝日については見学の用に供するといいますか、いわゆる開館ということも検討されたのかなというふうに思うのですが、最終的にいわゆるゴールデンウィーク、夏休み期間、シルバーウィークと、ここに限ってというふうにご決定をされたのは、先ほど入場者状況の報告も参照されたということなのですが、そのほかに何か決め手といいますでしょうか、この日程で行くという方向性が打ち出された状況について、若干、ちょっとご説明いただきたいと思うのですが。

(教育長)

今、お話があったように、指定管理者になりますと、夕張りゾートのこの何年かの入り込みの状況を資料として私どもいただきまして、一定程度、休みが続いたときの入り込み数が、非常に多いというようなお話の中で、決定させていただいたということでもあります。土日だけ断続的にやっていくということで、若干のいわゆる長期にわたっての休み以外の土日の状況も調べたところでありすけれども、必ずしも入場者数の数が多いという状況にもな

かったものですから、一定程度の休み期間にわたって集中させることが入り込みを多くするだろうと、そういったようなことを考えまして、約 60 日ぐらいになりますでしょうか、この期間を設定させていただいていたということでもあります。

(厚谷議長)

わかりました。それで関連してあとの 2 点ほどの確認させていただきたいのですが、そういう状況ですと、例えば仮に先ほど私の方で申し上げているのは土曜・日曜、それぞれ毎週開館するよということになると、一つは一番下のほうに書かれている所謂個人の委託料の関係が 1 万 3,760 円掛ける 2 日分というのが随時かかってくるのかということと、それと、この指定管理返上以降について直営化されるということでもありますと、やはり歳入と歳出のバランスということが、ここはやっぱり見ていかなければならないというご判断なのかということについてお願いします。

(教育長)

歳入歳出に絡むことは、当然、私ども開館をする、どの時期にやるのかということの中では議論をして、そういうふうな決定をさせていただいたということです。土日を設定したときに、非常にバランスが悪いといえますか、非常に少ない、土曜日もあるがちょっと多いかなという、それが非常にアンバランスの状況がありまして、どのような形であると一番条件としては、夕張市に来て博物館の中で見学をして帰るということが可能なのかということも考えて、こういったような判断をしたということです。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

博物館の営業についてなんですけれども、資料 2 の 7 番にあります、案内・受付・解施錠・清掃等の業務について、民間団体に委託することを想定するとなっていますけれども、これは公募するということによろしいですか。

(教育課長)

よろしいです。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 紅葉山武道館の活用について
2. 鹿の谷公衆トイレネーミングライツの公募について

(大山委員長)

それでは、次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

まちづくり企画室から、2点ご報告申し上げます。

資料1、1点目ですが、紅葉山武道館の活用についてということで、紅葉山武道館につきましては、平成19年に条例が廃止されまして、普通財産として貸し付けていましたが、現在は貸し付けも行っていない状況にあります。それで、紅葉山武道館を活用したいという声が複数聞かれてまいりましたので、ここで紅葉山武道館を貸し付けるということで募集をかけて業者を選定して、無償貸し付けをさせていただきたいということで、こちらにスケジュールにあります。ここでご報告した後に公募受付をして、3月下旬に選定委員会を開いて業者を決定して、4月以降、無償で貸し付けて活用していただくという形にして考えております。

これなぜ無償かというと、国庫補助金が入っておりまして、北海道経済産業局の方ともご相談差し上げたのですけれども、有償で貸し付けるとなると国庫補助金の返還とか、そういうことが起こるという形になりますので、無償で貸し付けると。それにおきましては、条例に書かれておりますように、公的団体に限定して無償で貸し付けるということで考えております。

紅葉山武道館の活用については、以上でございます。

資料2の方に移らさせていただきます。鹿の谷公衆トイレネーミングライツの公募についてということでございます。

ご存じのとおり、鹿の谷の公衆トイレにつきましては開設するに当たって、ネーミングライツということで歳入を確保して、現在、開いておるところですが、27年でネーミングライツ終了ということになりまして、ここでネーミングライツの3月1日から募集をかけまして、ネーミングライツに賛同していただく企業を募集するものでございます。これにつきましては、命名権の指名料として、これまでもそうですが、年月30万円以上ということで、これを維持管理の経費に充当するという形で考えております。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

今回もまた 6 カ月間ということなのですからけれども、以前から市民が公衆トイレを使う際に、夏の間だけということで、何とか通年通して営業というか、開けていただくことができないのかという声が上がっているのですが、そのことについてはどのようにお考えですか。

(まちづくり企画室長)

これにつきましては、除雪等もあるかと思いますが、市民課の方とちょっとご相談をしたいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

【総務課】

1. 夕張市職員給与条例並びに夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(大山委員長)

それでは、次に、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課でございます。総務課からは 1 点、夕張市職員給与条例並びに夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について提案をするものでございます。

内容につきましては、平成 27 年人事院勧告に準拠しながら、本市の職員並びに本市企業職員の給与について、改正を行おうとするものでございます。

ちなみに、人事院勧告制度について申し上げますと、人事院なるものが独自の官民における給与の調査を実施いたしまして、国家公務員の適正な給与水準を図るために、この調査結果に基づいて給与の改定を勧告するというものでございます。

なお、地方公務員にあつては、都道府県並びに政令市などにおけます独自の人事委員会を持つところは、その人事委員会の勧告に従って給与改定を行うというものでございますが、本市のように独自の人事委員会を持たない自治体にあつては、人事院勧告制度そのものを尊重して、尊重しながら、これに準じた形で給与改定を行うというものが慣例となっているということを踏まえ

まして、本市にあっても先ほど申し上げたとおり、27 年の勧告に従って、それに準拠する形で給与改定を行うというものでございます。

なお、記載のとおり、国家公務員の給与改定にあつては、年明けの第 190 回通常国会において実施されておりました、平成 28 年 1 月 26 日に「一般職の職員の給与に関する法律(平成 28 年法律第 1 号)」等の一部を改正する法律が公布されているということでございます。

それでは資料 1、別紙 1 をご覧ください。

これは人事院勧告の内容について記載したものでございます。これは、当然、国家公務員の給与勧告の中身ということになります。

続いて、めくっていただいて、別紙 2 をごらんください。

この人事院勧告における給与の改正について、本市が当てはまる部分について、別紙 2 に記載したものでございます。

まず 1 点目、月例給についてであります、人事院勧告に準拠しまして平均 4 パーセント、額にしまして 1,100 円から 2,500 円の改定を実施するものであります。

なお、ご案内のとおり、本市にあつては、財政再建下にあるということで独自の給与削減、1 級 10.5 パーセントから 6 級 17.25 パーセントの独自の給与削減を行っておりますので、この上段の 1,100 円から 2,500 円、これにこの給与の削減率を乗じて減額した額、すなわち 900 円から 2,300 円をもって月例給の改定額とするものでございます。

次に、期末勤勉手当のうち勤勉手当の改正でございます。

ここで資料の訂正がございました。お手数ですが、訂正をお願いしたいと思います。平成 27 年度の勤勉手当の 12 月期、現行括弧書きですが、現行 0.8 月となっておりますが、0.75 月の誤りですので、ご訂正をお願いしたいと思います。

国家公務員の給与勧告に当たっては、勤勉手当について、年間 0.1 月引き上げるという勧告でございます。勤勉手当にあつてもこの改定により、本市も勤勉手当について年間 0.1 月を引き上げたいということになります。したがって、期末勤勉手当の年間支給月数は、財政再生計画の本文にうたわれております現行 3.3 月から 3.4 月に改定となるものでございます。

その他は、別紙 1 の国家公務員の給与勧告の骨子については、それぞれ後ほどご一読をいただきたいというふうに思います。

次に、実施時期であります、月例給については、平成 27 年 4 月 1 日に遡及し実施し、その差額を 3 月に支給する予定でございます。期末勤勉手当の勤勉手当でございますが、先ほど申し上げたとおり、平成 28 年 1 月 26 日に法律が公布されておりますので、これを基準日としながら改定を行う予定で

ございます。

次に、1枚をめくっていただいて、別紙3ですが、夕張市職員の給与条例、それと企業職員の給与条例、それぞれ新旧対照表を添付してございますので、後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

【財務課】

1. 財政再生計画3月変更について
2. 3月補正予算について

(大山委員長)

それでは、次に、財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

財務課から2点、ご報告申し上げます。関連しておりますが、まず一つ目は、3月の財政再生計画の変更についてということでございます。

内容につきましては、27年度の第5次補正予算関係、それと28年度第1次変更、新年度予算というふうに2本変更がございますので、合わせてご報告いたします。それから、2点目につきましては、それに関連する補正予算についてご報告申し上げます。

それでは説明に入ります。

3月の計画変更につきましては、ご承知のとおり、2年度にわたっての変更となっております。それで件数、金額ともに膨大な内容となっておりますのでございます。これからの説明につきましては、まず普通会計におけます27年度第5次の変更に係る内容、資料1、2を説明申し上げます。その後、28年度第1次計画変更に係る内容資料3から6までの説明といたします。

なお、現時点におきまして計画変更の同意に向けて、国及び道と協議中でございます。したがって、今後、内容に変更があることをあらかじめご了承ください、かように思います。

それでは資料 1 ですが、まずは全体的に数の多い項目部分がございます。内容のものがございます。それは財源の振替でございます。これはどういうことかと申しますと、国道支出金の交付な維持、あるいは決定があったもの、地方債借り入れの見通しが立ったことなどによりまして、計上済みの各種基金繰入金や一般財源との財源振替を行うものでございます。したがって、事業費の変更はなく、財源振替のみを行うという内容でございます。

これで、ここの説明は省かしていただきまして、1 番からご説明申し上げます。

まず、歳出の総額でございますけれども、6 億 1,520 万 4,000 円ということになります。1 番目、2 番目一括説明いたします。これは人件費に係る部分でございます。まず 1 番目の退職手当でございます。これは普通退職による 4 名分の退職手当でございます。

2 番目の人件費につきましては、これは先ほど総務課長が説明しました人事院勧告に基づく給与改定分ということでございます。

3 番目、ユーパロの湯及び幸福の黄色いハンカチ広場管理でございますが、これはユーパロの湯及び幸福の黄色いハンカチ広場の指定管理返上に伴う屋根の除雪経費でございます。

4 番目、幸福の黄色いハンカチ基金積み立てでございますが、今年度中の寄附採納及び今後の見込みを含めまして、追加計上するものでございます。

5 番に行きます。財政再生計画調整基金積み立てでございますが、再生計画計上外の地方債発行に係る後年度の元利償還金を追加で確保するものでございます。

6 番目、幸福の黄色いハンカチ基金の助成、これにつきましては特定団体を指定した寄付金であったことから、増額を当該団体に助成するというところでございます。助成先は、夕張ファンタということでございます。

7 番目、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業でございますが、総務省より日本年金機構の個人情報流出事件を受けまして、各地方自治体に情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るよう要請があったため、実施するところでございます。

8 番目、総合行政システム改修でございます。選挙人名簿に関するシステムでございますが、これに係る改修を行う経費でございます。

9 番目、民間賃貸住宅建設費補助、これは先ほど申し上げました財源振替でございます。

10 番目、地方創生加速化事業でございます。上乗せ交付金の地方創生加速化交付金を活用しまして、地方版総合戦略に基づく取り組みにつきまして、地域性を高めレベルアップの加速化を図るというものでございます。

12 番、通知カード・個人番号カード関連事務でございますが、マイナンバー・個人番号カードの作成など、関連事務の委任に係る経費でございます。

13、14、15、それと 18、これについて一括説明いたします。これらにつきましては、先ほど一般会計で言いましたように、人事院勧告に基づく給与改定分でございます、各特別会計の職員の分でございます。この額を繰り出すという内容でございます。

16 番目、重度心身障害者医療費給付でございますが、入院者の増加によりまして当初予算を上回る見込みのため、必要額を追加するという内容でございます。

17 番、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業でございますが、これにつきましては国の補正予算の成立に伴いまして、平成 27 年度臨時福祉給付金の対象者のうち、28 年度中に 65 歳以上となる者を対象としまして、1 人につき 3 万円を支給する内容でございます。

19 番、20 番、21 番、22 番につきましては財源振替ですので、飛ばします。

23 番、除排雪でございますが、近年の異常気象を考慮しまして、追加計上するという内容でございます。

24 番、財源振替飛ばしまして、25 番目、公営住宅敷国有地借料でございます。空知森林管理署から借地しております、公営住宅敷の借地料増額によりまして追加するところでございます。

26 番、市営住宅再編事業でございますが、これは第 2 期分の当初年度でございますが、これは平成 28 年度事業の一部を前倒しして今回補正をし、27 年度で実施するという内容でございます。これは 28 年度へ全額繰り越しするという内容でございます。これは後ほど、補正予算の方でも説明申し上げます。

27 の財源振替。

28 番でございます。中体連各種体育大会選手派遣費補助でございます。スキー競技におきまして、全道・全国大会に出場しましたので、これの経費について助成をするという内容でございます。

歳出の最後になりますが、29 番、がん検診推進事業補助金返還金でございます。平成 26 年度、がん検診推進事業費補助金の実績精算に伴います返還金ということになります。

以上、歳出を終わりました、次に歳入でございますが、記載のとおり歳出経費に関連する特定財源を追加するものでございます。

以上で、資料 1 の説明を終わります。

次に、資料 2 でございますが、計画本文の変更になります。

先ほど、総務課長が報告した内容と同様でございますが、人事院勧告によ

りまして、勤勉手当の引き上げ勧告があったことから、国の取り扱いに準じまして、勤勉手当を改定するというところでございます。

変更内容につきましては、記載のとおりでございますが、現行の支給月数 3.3 月を月 0.1 カ月に引き上げ、3.4 月とするものでございます。

以上で資料 2 を終わります。

次、資料 3 以降でございますが、これにつきましては 28 年度一般会計予算にかかわる計画変更ということで、新年度予算にかかわるものでございます。

平成 28 年度第 1 次(3 月)計画変更の概要と主な分賦ということでございますが、まず、一般会計でございます。計画後、変更後の計画の総額でございますが、歳入歳出同額の 110 億 9,991 万 6,000 円でございます。現在、計画額 A との比較におきましては、計画増減に記載のとおり、21 億 4,879 万 8,000 円の増額となるものでございます。ここで言う現在計画額とは、直近の昨年 12 月変更後の歳入歳出年次総合計画表での平成 28 年度計画額を指しております。

主な増減内訳になるわけですが、右端の欄、計画増減内訳をご参照願いたいと思います。

歳入から説明します。

初めに、地方交付税であります。平成 27 年度実施した国勢調査の結果によりまして、人口の減少が主な要因でございます。普通交付税が 1 億 8,800 万円と大幅に減少したところでございます。

国道支出金と地方債につきましては、普通建設事業費の増加に伴う充当事業特定財源の増額及び計画計上事業所要額、特定財源ですね、これの増減額などで、それぞれ増加となっているものでございます。

次に、繰入金の主なものでございますが、財政調整基本繰入金でございます。これは計画外の事業で、緊急に実施することに決まった建設事業やその他、必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てたところでございます。

次に、歳出でございます。

まず、物件費では、昨年 6 月末で廃止した旧し尿処理場に係る処理槽の清掃業務、これが 6,300 万円、ふるさと納税特産品購入費送料、これが 2,600 万円などが主な要因でございます。総額では、3 億 800 万円の増額となったところでございます。

次に、建設事業費でございます。石炭博物館模擬坑道改修工事 2 億 5,200 万円などの追加計上による増額となっております。

その他の主なものとしましては、財政再生計画調整基金積立金でございますが、これは特殊事情による計画外職員採用による人件費及び地方債で借り

入れた後年次に係る元利償還金を基金に積み立てるものでございます。

一般会計の説明は、以上で終わらせていただきます。

続きまして、次ページの診療所事業会計についてご説明をします。

変更のBの総額でございますが、歳入歳出とも1億339万1,000円で、現在計画Aとの比較におきましては、計画増減に記載のとおり、1,167万9,000円の増で、主な増減の内訳は、一般会計からの病床に係る経費及び光熱水費の増額に対する負担金の増加でございます。

以上、診療所事業会計の説明終わります。

次に、資料の4でございます。

計画本文の変更になりますが、一般職給与の削減中、退職手当の部分でございますが、人事院勧告による退職手当の支給月数を国家公務員準拠におきまして、月数の上限の部分を経験記載のとおり、変更しようとするものでございます。現行の57.0月を49.95月に変更するとしております。したがって、7.05月減少するということになります。

次に、資料5をご覧ください。

28年度におきまして、新たに財政再生計画に影響する主な内容の事務事業でございます。記載のとおりでございますけれども、当初計画すなわち現行計画におきまして、計上されていない事業計画全てが計画変更の手続を行うこととなっております。したがって、原則、単年度変更となっているため、恒常的な事業経費につきましては、毎年度の予算編成において新規事業として総務大臣と協議し、同意を得ることになります。

また、人件費の増加及び地方債を財源とする事項などは、次年度以降の計画に影響を及ぼす経費に係るものであることから、財政再生計画調整基金に後年次の財源を積み立てて、確保することとなっております。このことは財政再生計画本文にも明記されているところでございます。

また、右端なのでございますが、これまでの計画変更の有無について表示しておりますが、これまで一度も計画変更がなされていない全くの新規事業の主なものは、子ども・子育ての支援、居場所づくり事業、夕張高校魅力化事業、それと郷土文化施設である石炭博物館関係、地域再生のための整備事業等、計22事業でございます。これは、なしと表示している部分でございます。

また、歳入につきましては、新たに計画に計上する項目は、次ページに記載のとおりでございます。

次に、資料の6をご覧ください。

ただいま資料5で説明いたしました次年次以降の計画に影響を及ぼす経費にかかわる計画の変更でございますが、28年度予算におきまして平成29年度

から41年度までの計画期間内における経費の財源を財政再生計画調整基金積み立てておきまして、毎年度必要額を繰り入れるものでございます。内容は人件費でございますが、行政執行体制にかかわる経費として、将来に向けて安定的な行政運営の確保が必要であることから、計画外職員1名を採用し、その経費を変更するものでございます。財源に伴う財政再生計画調整基金繰入金金を充てることとなります。

なお、詳細な資料としましては、歳入歳出年次総合計画及び健全化判断比率など参考資料を配付しております。ぜひご参照願いたいと思います。

次に、報告事項の2項目め、補正予算についてでございます。資料は補正予算調書をご覧ください。

まず、1ページでございますが、繰越明許費補正でございます。これについては4件ございます。これは27年度に実施できなかった、終了しなかった事業を翌年度に送ると、移行するという内容でございます。

次に、2ページでございます。債務負担行為の補正でございます。事項につきましては、市営住宅再編事業でございます。期間、27年度から29年度まで、限度額、2億7,192万円でございます。これは、28年度、29年度実施予定事業のうち、一部を27年度に前倒ししたことによるものでございます。

次、3ページをご覧ください。地方債の補正でございます。目的、5項目につきまして記載のとおり、限度額を補正しようとするものでございます。ただし、情報セキュリティ強化対策につきましては、起債の方法等をそれぞれ追加したところでございます。

次に、4ページでございます。一般会計の款別総括でございます。総額6億1,520万4,000円で、財源内訳は国道支出金が2億314万6,000円、内訳は国庫支出金が1億9,834万円、道支出金が480万6,000円でございます。

次、地方債は過疎対策事業債ソフト事業分ほかで1億9,030万円となっております。その他2億4,177万6,000円の内訳は寄附金、これが1億9,033万円、ハンカチ基金3,527万6,000円などがございます。残りの一般財源のマイナス2,001万8,000円は、過疎対策事業債ソフト事業分との財源振替による減でございます。

次に、5ページをお開きください。一般会計の事項別明細書でございます。補正の明細でございますけれども、これにつきましては、資料1で事業の概要を説明しておりますので、省略をさせていただきます。この資料では、ご覧のとおり経費名、金額、財源内訳となっております。摘要欄には、節の区分、金額及び特定財源の名称を記載しております。ぜひ参考としていただきたいと思います。

一般会計は、これで終わります。

ずっと行きまして、11 ページ、特別会計でございます。

まず、国民健康保険事業会計でございますが、内容につきましては、人事院勧告に伴う給与表の改定、それと財源振替でございます。予算総額は、補正前が 19 億 922 万 7,000 円、補正額が 146 万円、補正後は 19 億 1,068 万 7,000 円となっております。

次、12 ページ。公共下水道事業会計でございますが、これは人事院勧告に伴う給与表の改定でございます。予算総額につきましては、補正前 2 億 7,908 万 9,000 円、補正額 9 万 8,000 円、補正後は 2 億 7,918 万 7,000 円でございます。

次、13 ページ。介護保険事業会計でございます。これは人件費、同じく人勧によるものでございます。それと、最後に財源振替がございます。予算総額につきましては、補正前 17 億 192 万 4,000 円、補正額 40 万 8,000 円、補正後が 17 億 233 万 2,000 円になります。

次、特別会計の歳入です。14 ページ。後期高齢者医療事業会計ですが、これにつきましては、人事院勧告による人件費、それと広域連合分賦金の事務費負担金の決定による減額と。それと広域連合からの高額療養費還付金の本来の事業実施会計である一般会計に振替えるものでございます。それと、最後に財源振替がございます。これは、一般会計の財源振替でございますので、差し引き 0 というふうになっております。予算総額でございますが、補正前 2 億 5,034 万円、補正額マイナスの 174 万 4,000 円、補正後が 2 億 4,859 万 6,000 円となっております。

一般会計、特別会計においては、以上でございます。

続きまして、水道事業会計でございます。水道課長より説明を行います。
(水道課長)

続きまして水道事業会計予算の補正予算について説明いたします。今回の補正は、各経費の年度末までの執行見込みによる所要額について補正するものであります。

初めに、水道事業会計補正予算書の 1 ページ、収益的収入及び支出における補正について説明いたします。

収益的収入では、1 の水道事業収益の営業外収益、雑収益の実行見込みにより補正するものであります。特別利益につきましては、新会計制度移行により剰余金を収益化するに当たり、減損損失と減価償却との関連において、長期前受金戻入等補正するものであります。

次に、2 ページ、収益的支出においては、1 の水道事業費の営業費用、営業外費用について、それぞれ実行見込みにより補正するものであります。また、特別損失の減損損失については、資産の収益性の低下により投資額の回収が

見込めないため、資産の帳簿価格を減額するため、減損損失として計上するものであります。この結果、収益的収入及び支出の補正後の経常利益は、税込みで1,472万8,000円の増益となるものであります。

次に、3ページ、資本的収入・支出であります。収入では企業債負担金、支出では建設改良について、それぞれ実行見込みにより補正しようとするものであります。この結果、資本的収入から支出を差し引いた不足額は159万9,000円減額となるものであります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(厚谷議長)

済みません、確認をさせていただきます。財政再生計画3月変更の27年度第5次の関係です。

それで事業ナンバーで言うと見ると、10番、国の地方創生の交付金活用された事業だというふうに思いますが、参考資料の計画増減内訳拝見しますと、「歴史・文化・スポーツ」地域資源がつなぐ希望挑戦プロジェクトということで、それぞれ所要額計上されていまして、それで合わせて補正予算調書の方にもそれぞれ必要経費が計上されております。

それと、説明については計画変更の10番のところに書いていただいているのですが、もう少し具体的に内容を聞かせていただくことは可能ですか。

(まちづくり企画室長)

まちづくり企画室の方から説明させていただきます。

この中で考えているのは、まず一個は産業遺産ということで、炭鉱文化をどう回していくかということで、まず一つがそういうことで考えております。もう一つは、体育施設を活用した合宿の受け入れ等々で、受け入れ窓口を整備するというので、大きく分けると、この二つを考えております。

産業遺産のツーリズムの方では、現在考えているのは清水沢の方で、清水沢プロジェクトという形で動いておりますが、そことの連携して炭鉱の歴史、博物館も今後改修されていきますので、そこ清水沢にある炭鉱遺産を連携して人を呼び込む、そういう仕掛けをしていきたいと。それにあわせて、黄色いハンカチ広場の方もある程度改修をして、もっと人を呼び込むという形で考えております。

体育施設を活用した合宿ということでは、NPO法人を使いまして、今だと体育協会の方をNPO化しまして、ここで合宿の受け入れ特区化とか、あ

とは体育協会を使いまして、うちの体育施設のアウトソーシングなど今後できないかということで、その基盤強化という形で考えております。

以上でございます。

(厚谷議長)

ありがとうございます。それでもう 1 点確認なのですが、これは地方創生加速化交付金ということだと、補助率は 10 分の 10 ということでよろしかったでしょうか。

(まちづくり企画室長)

補助率は 10 分の 10 ということでございます。ただ、こちらの方、この金額計上しておりますが、今後、内閣府の方で交付決定にあたって、減額等々ある可能性もございますので、ここはお含み置きをいただきたいということでございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長